

ご存じですか！ 配分金等の確定申告について

会員の皆さんに支払われるシルバー人材センターの報酬（配分金等）は、所得税法上では、雑所得として取り扱われ、次に該当するような場合には確定申告の必要がありますので、ご注意ください。

〈配分金等の収入だけの場合〉

年間配分金等の合計額が103万円を超える場合

〈配分金等の収入の他に年金収入がある場合〉

$(\text{年間配分金額} - \text{必要経費等の控除額} 65\text{万円}) + (\text{公的年金額} - \text{公的年金等の控除額} (A)) >$

$(\text{基礎控除額} 38\text{万円} + \text{扶養控除額} (B) + \text{その他の控除額} (\text{雑損} \cdot \text{医療費} \cdot \text{社会保険料} \cdot \text{生命保険料} \cdot \text{地震保険料} \cdot \text{寄付金控除等}))$

※注意 就業の際に必要な交通費等は、必要経費の控除に含まれるものとして取り扱われます。

※その他の控除額の詳細及び控除金額については、所轄税務署にお問い合わせください。

(A) 公的年金（国民年金・厚生年金、共済年金等）受給者の控除額

表① 65歳未満の人（昭和27年1月2日以後生まれ）

公的年金等の収入額	公的年金等の控除額
130万円未満	70万円
130万円以上～410万円未満	年金収入×0.25+37.5万円
410万円以上～770万円未満	年金収入×0.15+78.5万円
770万円以上	年金収入×0.05+155.5万円

表② 65歳以上の人（昭和27年1月1日以前生まれ）

公的年金等の収入額	公的年金等の控除額
330万円未満	120万円
330万円以上～410万円未満	年金収入×0.25+37.5万円
410万円以上～770万円未満	年金収入×0.15+78.5万円
770万円超	年金収入×0.05+155.5万円

(B) 控除対象配偶者及び扶養親族の数に応じた控除額

扶養控除＝被扶養者一人当たりの控除額（表③）を扶養人数に乘じた金額

表③

	区 分		控除額	内 容	
控除対象配偶者	一般	70歳未満	通常	38万円	配偶者控除
	老人	70歳以上	通常	48万円	老人配偶者控除
控除対象配偶者	一般	16～18歳 23～69歳	通常	38万円	扶養控除
	老人	70歳以上	通常	一般	48万円
同居				58万円	老人扶養控除(48)+老親同居(10)

〈配分金等の収入と年金収入以外に収入がある場合など、詳細については所轄税務署にご相談ください。〉